

別表第一（第十一条の三関係）

第一 管理、運営、サービス等に関する事項

一 基本情報

- (1) 薬局の名称
- (2) 薬局開設者
- (3) 薬局の管理者
- (4) 薬局の所在地
- (5) 電話番号及びファクシミリ番号
- (6) 営業日
- (7) 開店時間
- (8) 開店時間外で相談できる時間
- (9) 地域連携薬局の認定の有無
- (10) 専門医療機関連携薬局の認定の有無（有の場合は第十条の三第一項に規定する傷病の区分を含む。）

二 薬局へのアクセス

- (1) 薬局までの主な利用交通手段
- (2) 薬局の駐車場
 - (i) 駐車場の有無
 - (i i) 駐車台数
 - (i i i) 有料又は無料の別
- (3) ホームページアドレス
- (4) 電子メールアドレス

三 薬局サービス等

- (1) 健康サポート薬局である旨の表示の有無
- (2) 相談に対する対応の可否
- (3) 薬剤師不在時間の有無
- (4) 対応することができる外国語の種類
- (5) 障害者に対する配慮
- (6) 車椅子の利用者に対する配慮

四 費用負担

- (1) 医療保険及び公費負担等の取扱い
- (2) クレジットカードによる料金の支払の可否

第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項

一 業務内容、提供サービス

- (1) 認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類及び人数
- (2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数
- (3) 薬局の業務内容
 - (i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否
 - (i i) 一包化薬に係る調剤の実施の可否

- (i i i) 麻薬に係る調剤の実施の可否
- (i v) 浸煎せん薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否
- (v) 薬局製剤実施の可否
- (v i) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否
- (v i i) オンライン服薬指導の実施の可否
- (v i i i) 電磁的記録をもつて作成された処方箋の受付の可否
- (i x) 薬剤服用歴管理の実施
 - イ 薬剤服用歴管理の実施の有無
 - ロ 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無
- (x) 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付
 - イ 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付の可否
 - ロ 患者の薬剤服用歴その他の情報を電磁的記録をもつて一元的かつ経時的に管理できる手帳を所持する者の対応の可否
- (4) 地域医療連携体制
 - (i) 医療連携の有無
 - (i i) 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無
 - (i i i) 入院時の情報を共有する体制の有無
 - (i v) 退院時の情報を共有する体制の有無
 - (v) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無
 - (v i) 地域住民への啓発活動への参加の有無

二 実績、結果等に関する事項

- (1) 薬局の薬剤師数
- (2) 医療安全対策の実施
 - (i) 副作用等に係る報告の実施件数
 - (i i) 医療安全対策に係る事業への参加の有無
- (3) 感染防止対策の実施の有無
- (4) 情報開示の体制
- (5) 症例を検討するための会議等の開催の有無
- (6) 処方箋を応需した者（以下この表において「患者」という。）の数
- (7) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数
- (8) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数
- (9) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数
- (1 0) 患者満足度の調査
 - (i) 患者満足度の調査の実施の有無
 - (i i) 患者満足度の調査結果の提供の有無

三 地域連携薬局等に関する事項

- (1) 地域連携薬局
 - (i) 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数
 - (i i) 第十条の二第二項第二号に基づき、医療機関に情報を共有した回数
 - イ 利用者（法第六条の二第一項第一号に規定する利用者をいう。ロにおいて同じ。）が医

療機関に入院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数

ロ 利用者が医療機関から退院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数

ハ イ及びロに掲げるもののほか、医療機関に情報を共有した回数

(i i i) 休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数

(i v) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数

(v) 麻薬に係る調剤を行つた回数

(v i) 無菌製剤処理に係る調剤を実施した回数

イ 当該薬局において実施した回数

ロ 他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数

ハ 他の薬局を紹介する等により実施した回数

(v i i) 地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数

(v i i i) 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数

(2) 専門医療機関連携薬局

(i) 第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数

(i i) 第十条の三第三項第二号に基づき、同項第一号の医療機関に情報を共有した回数

(i i i) 休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数

(i v) 在庫として保管する第十条の三第一項に規定する傷病の区分に係る医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数

(v) 麻薬に係る調剤を行つた回数

(v i) 地域における他の薬局開設者に対して第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行つた回数

(v i i) 地域における他の医療提供施設に対して第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数